

## 横須賀市がん対策推進計画専門部会細則

## (目的)

第1条 横須賀市がん対策推進計画の策定、改定、進行管理及び評価など必要な事項を検討するため、保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）条例第6条の規定に基づき、横須賀市がん対策推進計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

2 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部会長)

第3条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会は、必要に応じて部会員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (傍聴)

第5条 専門部会の傍聴については、保健医療対策協議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

## (庶務)

第6条 専門部会の庶務は、民生局健康部健康管理支援課において行う。

## (その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会の同意を得て協議会委員長が定める。

## 附 則（施行期日）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。